

生活福祉資金 新任民生委員研修会

主催 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
共催 横浜市民生委員児童委員協議会

生活福祉資金貸付制度と民生委員のかかわり

神奈川県社会福祉協議会 生活支援課

今日のポイント！

1. 「生活福祉資金貸付制度」という、低所得者等を対象とした貸付制度があるということを知ってください。
2. 担当地域に、何かしらの経済的な生活課題を抱えている世帯の方がいらっしゃいましたら、お住いの市区町村社会福祉協議会に、ご相談ください。
3. 担当地域に、生活福祉資金を利用されている世帯の方がいらっしゃいましたら、少し気をつけて見守りをお願いします。
4. 気づいたことがありましたら、市区町村社会福祉協議会へ“つないでください”。

- 高齢者世帯や、子育て世帯などの見守りと同様です。
 - 他者の関わりを拒まれる方もいらっしゃいます。積極的に関わらなくても構いません。
 - “督促”や“集金”が、皆さんにお願いしたいことではありません。
 - 世帯の状況に変化が見受けられたり、気づいたことがありましたら、お住いの市区町村社会福祉協議会にご連絡ください。社会福祉協議会の職員が、次の支援策を考えます。
- できましたら、“良いこと”も報告してください。

“地域のなかで、住民に寄り添い、見守る” = 民生委員・児童委員ならではの活動



1 民生委員活動における生活困窮者支援

民生委員制度は、100年の歴史と実績を有する制度ですが、制度創設当初より、地域住民の救貧・防貧活動がその中心となっていました。

近年、その活動は地域福祉の増進のための幅広い分野にわたっていますが、生活困窮者支援は一貫して民生委員活動の基本であるといえます。

全国民生委員児童委員連合会が民生委員制度創設100周年（平成29年）にあたり策定した『100周年活動強化方策』において、さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために民生委員は行政や専門機関等への「つなぎ役」であることが期待されており、民生委員活動のポイントの一つとなっています。

2 民生委員の生活困窮者支援から創設された「世帯更生資金貸付制度」

(現・生活福祉資金貸付制度)

(1) 生活福祉資金貸付制度は、民生委員の「世帯自立更生運動」から誕生

戦後、貧困者の救済とその自立更生に向けて、『**民生委員一人が1世帯を更生させよう**』という「**世帯自立更生運動**」が誕生しました。

こうした運動が全国的に広がりを見せ、昭和27年に滋賀県大津市で開催された第7回全国民生委員児童委員大会において、神奈川県をはじめ7県からの提案をうけ、「民生委員一人一世帯更生運動の全国的展開」の実践申し合わせが決議されました。

この大津での決議が、国1億円・都道府県1億円、合わせて2億円の原資による昭和30年の「世帯更生資金貸付制度」の創設につながっていきます。

いわば民生委員の自主的な運動が全国的に広がりを見せて、今日の制度の前身をつくり上げたということになります。

(2) 「世帯更生資金」から「生活福祉資金」へ

制度の運用にあたっては、大災害時の被災世帯に対する特例措置や、炭坑離職者世帯に対する貸付の特例措置など、その時代背景に応じた特例措置をとるなど、必要に応じ柔軟に対応してきました。

後に、この「世帯更生資金」は資金の拡大と改善が行われ、制度の充実が図られてきました。

資金名称も、資金利用対象者を低所得者のみならず、日常生活上介護が必要な高齢者がいる世帯、身体障害者、知的障害者等の所得要件改善により拡大し、平成2年10月には「生活福祉資金」へと名称が改められました。

生活福祉資金貸付制度は、昭和30年に世帯更生資金貸付制度として創設以来、社会福祉協議会(社協)と民生委員が連携・協働し、住民の生活支援を行う事業として、制度内容の見直しを重ねつつ、半世紀以上にわたり、わが国の低所得者支援施策としての役割を担ってきました。

(3) 生活困窮者自立支援制度の創設と生活福祉資金貸付制度の見直し

平成 27 年 4 月、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するための生活困窮者自立支援法が施行されました。

生活福祉資金は法に規定されていないものの、生活困窮者自立支援制度による相談支援と密接な連携を図りながら対応することで、両制度がより効果的、効率的に機能することが期待されています。

そのため、生活困窮者自立支援法に定める自立相談支援事業、家計改善支援事業等と連携して、生活困窮者自立支援制度の一翼を担うよう、緊急小口資金や総合支援資金をはじめとする生活福祉資金の見直しが行われました。

《連携の意義・必要性》

生活福祉資金の借受希望者の多くが、単に貸付を行うだけでは解決できない複合的な課題を抱えている現状にあります。

生活福祉資金と生活困窮者自立支援制度が連携して対応することにより、これらの者に対してもより一層、自立の促進が図れるものとなるよう、効果的な支援を行う体制を構築することが必要となります。

具体的には、自立相談支援事業の利用により、貸付希望者の状態に応じた就労支援や家計管理の支援など様々な支援につながり、自立の促進を図ることになります。

3 生活福祉資金貸付制度の概要

(1) 生活福祉資金貸付制度の目的

生活福祉資金貸付制度の目的（生活福祉資金貸付制度要綱 第1）

低所得世帯、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

なお、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。）に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図るものとする。

つまり…

他からの借入が困難な低所得者や、障害者、高齢者に対し、資金の借入を通じて、その世帯に必要な援助・相談等を行うことで、経済的な自立と生活意欲を促し、在宅福祉・社会参加の促進を図っていく制度です。

(2) 生活福祉資金貸付制度をとりまく状況

平成 2 年に名称が「生活福祉資金」に変更され、以降も、その時々々の社会問題に応じて制度が見直しされています。

中でも、平成 20 年、米国発の世界的な金融危機（リーマンショック）を契機とした雇用情勢の急速な悪化により、仕事と住居を同時に失う人が増え、深刻な社会問題となり、これを受け、本貸付事業はより利用しやすい制度となるよう抜本的な見直しが行われました。

具体的には、多岐にわたっていた資金種類の整理統合（平成 21 年 10 月に「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の 4 種類となる）や、貸付利率の

引き下げ、連帯保証人の要件緩和等が行われ、現在に至っています。

これまでも震災や豪雨による被災世帯への特例貸付を実施してきましたが、令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症の影響により失業あるいは収入が減少した世帯を対象に、緊急小口資金とあわせ、初めて総合支援資金（生活支援費）による特例貸付も実施されました。感染拡大防止のため郵送による申請受付を初めて行うなど申請手続きの緩和が図られたこと、いわゆる低所得者でなくてもコロナ禍で収入が減少していれば利用できることから、本県においても多くの方が利用され、コロナ禍の経済的影響の大きさを目の当たりにしました。度重なる受付期間の延長、柔軟な対応が図られながら、令和4年9月末日をもって受付終了となりました。

(3) 生活福祉資金貸付制度の概要

※ 別紙1「生活福祉資金の概要」

※ 別紙2「民生委員、市区町村社協における貸付の流れ」

貸付対象について

本貸付事業は誰でも利用できるわけではなく、利用には一定の条件があります。対象世帯の課題に応じて必要な資金の貸付を行うこととなります。

また、本貸付事業は他法他施策優先が原則となっており、他に使える制度等がある場合には、まずはそちらを利用することとされています

《貸付対象》

① 低所得世帯

…資金の貸付にあわせて必要な支援を受けられることにより自立して生活できると認められる世帯であって、自立して生活するために必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

② 障害者世帯

…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる者。

③ 高齢者世帯

…65歳以上の高齢者の属する世帯。

資金種類について

本貸付事業は大きく以下の4種類があります。

① 総合支援資金

失業者をはじめ、日常生活全般に困難を抱えている者に対し、生活の立て直しのために必要な経費の貸付を行います。「生活支援費」「住宅入居費」「一時生活再建費」に分けられ、対象者が抱える生活ニーズに応じて併せ貸しを行うことができます。

リーマンショックを契機に創設された資金で、創設当時は利用者も多かったものの、以降は

利用者も少なくなりましたが、「生活支援費」はコロナ禍の特例貸付で利用できる資金種類のひとつとなり、多くの方が利用しました。

- (例)・失業後、新たな仕事を探しており、給与が支給されるまでの生活費が必要である。
- ・失業に伴い社宅を出なければならず、転居先の住宅の賃貸契約を結ぶための敷金や礼金の支払いが必要である（※住居確保給付金の利用が必須⇒家賃の給付）。
 - ・公共料金等を滞納していて、滞納している料金を支払わなければ電気等が止められ日常生活を営むのに著しい困難が生じるため、滞納分の支払いに必要である。

② 福祉資金

福祉資金は、「福祉費」と「緊急小口資金」に分けられます。

「福祉費」では、日常生活を送るうえで、または自立した生活につながるために一時的に必要であると見込まれる資金の貸付を行います。

- (例)・就職に際し必要な資格や技能を習得するための経費が必要である。
- ・屋根瓦が破損し雨漏りが生じており、住居を補修するために経費が必要である。
 - ・ケガで療養することとなったが、療養期間中の収入が見込めず、医療費の支払いができない。また生活費も不足するため、その間の経費が必要である。
 - ・身体に障害があり、通勤に使用する自動車を購入するための経費が必要である。
 - ・これまでより家賃の安い住居に転居することとなったが、期日までにまとまった資金を用意することが困難なため経費が必要である。
 - ・生活保護を受給しているが、エアコンがなく健康管理に支障をきたしており、購入するための経費が必要である。

「緊急小口資金」では、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の資金（原則上限 10 万円）の貸付を行います。

- (例)・失業後あらたに就労先が決まったが、給与の支給が翌月のため、それまでの生活費が必要である。
- ・医療費を支払ったことで生活費が一時的に不足している。資金を借入れることで生計が維持できる。
 - ・公的年金の受給手続きを行っているが、初回支給日が翌月以降となるため、それまでの生活費が必要である。

③ 教育支援資金

教育支援資金は、低所得世帯の子どもなどが学校教育法に規定する学校に就学するための費用の貸付を行うもので、「教育支援費」と「就学支度費」に分けられます。

「教育支援費」：高校、短大、大学、高等専門学校の授業料等の貸付。

「就学支度費」：これらの学校の入学時に必要となる入学金や教材費等を貸付。

- ・申請時に民生委員の皆さんに関わっていただくことの多い資金です。経済的理由により就学に必要な経費を用意することが困難な世帯に対し、貸付により進学、あるいは就学の継続をめざします。
- ・返済（償還）期間は、学校卒業後 6 ヶ月の据置期間（返済までの準備期間）を経過したのち 20 年以内です。子どもの成長にあわせ世帯の状況が変化することがあります。日ごろの見守りの中でお気づきのことがありましたら、社会福祉協議会へご報告いただくと幸いです。
- ・教育支援資金は生活費を含めた貸付は行いません。あくまでも「就学するための費用」の貸付です。
- ・学校教育法に規定する学校以外（例えばトリミングスクールなど）に進学、あるいは就学を継続する場合には、福祉資金（福祉費の技能習得費）で対応することになります。
- ・教育支援資金においても他制度利用を優先としていますが、例えば、日本学生支援機の奨学金の貸与月額以上に学費等の経費が必要な場合には、その差額について貸付を行うことは差し支えありません。また、借入申込者の就学に際しての熱意や将来への計画性を有しており特に必要と認められる場合には、教育支援費を 1.5 倍の額まで貸付することが可能です。
- ・資金の使途者である子どもが借受人となるため、その世帯の生計中心者が連帯借受人となる必要があります。
- ・子どもが未成年（18 歳未満）の場合、単独での契約行為はできません。借用書の取り交わしの際に、法定代理人（親権者）による同意が必要です。

④ 不動産担保型生活資金

不動産担保型生活資金は、居住用不動産(住居)を担保として生活費の貸付を行うもので、市町村民税均等割程度の所得である高齢者世帯を対象とした「**不動産担保型生活資金**」と、生活保護を必要とする高齢者世帯であると福祉事務所で認めた世帯を対象とした「**要保護世帯向け不動産担保型生活資金**」に分けられます。

- ・民間の金融機関でも「リバースモーゲージ」と呼ばれる同様の融資制度を行っていることがあります。（※要件は本資金と同一とは限りません）
- ・本資金の借入申込者が現に居住している自己所有の不動産を担保に、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する世帯に対し生活資金の貸付を行う制度です。
- ・原則として65歳以上の世帯が貸付対象の世帯です。これは、将来的に稼働収入を増加させることにより生計を維持して行くことが困難な高齢者世帯の自立を支援することを目的としているからです。
- ・本資金に係る毎回の貸付金に係る債権は、本貸付契約に基づき継続的に生ずるものであり、継続的取引契約により生ずる複数の貸付債権を担保するため、根抵当権（単なる抵当権ではないことに注意）を設定し、返済（償還）を担保しています。
- ・認知症、知的障害、精神障害により借入申込者の判断能力が十分でない場合、成年後見制度の利用等により契約能力を補完することが求められます。
- ・不動産の評価額に基づき貸付限度額が設定され、貸付限度額に達した場合には、貸付金の交付が停止となります。なお、貸付限度額に達した以降も、引き続き当該不動産に居住することは可能です。
- ・貸付契約の終了は、借受人が死亡したとき、あるいは解約の申し出があった場合です。契約が終了すると返済（償還）手続きを行うこととなりますが、不動産の所有者（借受人、借受人死亡の場合は相続人）により任意売却を行い、当該不動産を換価し償還（返済）することとなります。

<償還率からみた貸付の現状>

公益性が高い第一種社会福祉事業である本貸付事業は、一般の金融機関等で資金の借入れが出来なかった低所得世帯等に貸し付けを行うものであり、借受人の生活状況によっては、返済（償還）が予定どおりに進まない事態が生じることがあります。

とくに、リーマンショック時の総合支援資金は失業者等への貸付であり、その後も常用雇用に至らないなど、中には返済（償還）が滞る借受人も見受けられ、償還率は厳しい状況にあります。

その一方で、教育支援資金の償還率は7割弱となっています。これは、地域で暮らす低所得世帯に対する継続的な見守り支援を行う民生委員が果たしている役割が大きくあり、その活動成果が償還率に反映されているとも考えられます。

償還率は貸付事業の効果を確認する際の目安となるものですが、社会福祉事業である本貸付事業の目的は、あくまでも借受世帯の自立を支援するものです。

また、やむを得ない事由により償還期限までに貸付元利金を償還（返済）することが著しく困難になったと認められるときは、返済（償還）を猶予したり、免除したりすることも検討していきます。

4 生活福祉資金貸付制度における民生委員の協力

生活福祉資金貸付制度は、社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業である「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」に該当する制度です。貸付による利息収入を得ることを目的とした制度ではなく、経済的支援に相談支援を組み合わせることにより、借受人の自立支援を図ることを目的としています。

① 生活福祉資金貸付制度における民生委員の「協力」とは

本貸付事業は都道府県社協、市区町村社協、民生委員の三者の協力により運営されてきたもので、民生委員にとっても、住民支援の一つの方策となっています。

本貸付事業の実施主体は都道府県社協であり、貸付の決定や資金の交付、債権管理や償還対応等、一連の業務を中心的に行うべき責任を負っています。

市区町村社協は事業の一部を都道府県社協から受託し、主に借入希望者からの相談窓口対応や申請時の申込内容の確認、借受人に対する相談支援等を行っています。

民生委員の本貸付事業における役割は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に示されており、**本貸付世帯からの相談に応じたり、見守り支援を行うことが主な協力内容となります。**

民生委員の役割 【生活福祉資金貸付制度要綱 第16】

民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に**協力**するものとする。具体的には、

- (1) 県社協及び市区町村社協、福祉事務所等関係機関と連携した本制度の**広報・周知活動**
- (2) 本制度の利用に関する**情報提供、助言**
- (3) 県社協及び市区町村社協の要請に基づき、借入申込者及び借受人の属する**世帯の調査**及び**生活実態の把握**
- (4) 借受人及び借入申込者の自立更生に関する生活全般にわたる**相談支援等**

本貸付事業は、貸付というお金が介在するというものであることから、対応するうえで不安を感じることも少なくないでしょう。この事業にかかわる民生委員の役割で大切なことは、貸付を利用した世帯（借受世帯）の自立に向け、社協と連携しながら継続的に相談に応じたり、見守り支援を行うことです。

借入から返済（償還）完了までの期間が長期にわたる場合もあり、その間には借受世帯の生活状況も変化します。心身の状況の変化や収入の減少等は、返済（償還）の滞納として表れることもあり、地域住民に身近な立場にある民生委員の皆さんが継続的な見守りや声かけを重ねるなかで、こうした変化を早い段階で把握し、状況に応じた臨機の対応が重要な意味をもつのです。

また、資金貸付後は、借受世帯が当初抱えていた課題が解決されたかを確認することも重要であり、ここでも民生委員活動による継続的な見守り支援機能が期待されます。本貸付事業において、民生委員は協力者の立場ではありますが、その役割と協力の意義は大きく、事業を推進していくうえでなくてはならない存在といえます。

- ・借受人に対して民生委員が債権管理上の法的責任や特段の義務を負うことはありません。
- ・貸付の可否について直接判断する必要はありません。
- ・債権管理や督促の役割は一切ありません。
- ・返済（償還）が滞った世帯への請求業務等はあくまでも社協の役割となっています。

～督促や集金をお願いすることはありません！～

生活福祉資金の種類と民生委員の協力

資金種類		民生委員の協力
①総合支援資金 ●生活支援費 ●住宅入居費 ●一時生活再建費	失業者等の生活の立て直しのために一時的に必要な費用、生活再建までに必要な生活費、住宅入居に伴い必要となる敷金・礼金等の費用、就職のための技能習得経費や滞納している公共料金等の立替え費用等を貸し付け	①制度の広報・周知活動 ②制度利用に関する情報提供、助言 ③社協の要請に基づく、借入申込者や借受世帯の状況確認 ④借受人の自立に関する生活全般の相談支援
②福祉資金 ●福祉費 ●緊急小口資金	技能習得費、療養や介護に必要な資金等、日常生活を送る上で一時的に必要な資金(福祉費)、緊急かつ一時的に必要な少額の資金(緊急小口資金)の貸し付け	※「福祉資金(福祉費)」「教育支援資金」は、借入申込世帯の状況や資金貸付にあたっての意見等を記載した「調査書」を作成していただきます。
③教育支援資金 ●教育支援費 ●就学支度費	高校や大学、専門学校での就学費用や入学に際し必要な資金を貸し付け	
④不動産担保型生活資金 ●不動産担保型生活資金 ●要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し生活費を貸し付け	

5 生活福祉資金に関する事務取扱

(1) 貸付時の事務取扱

生活福祉資金の貸付対象となる低所得世帯等は、経済面をはじめ、多くの生活課題を抱えていることが多く、民生委員活動において相談支援を行う対象世帯と重なることもあります。こうした世帯では福祉の支援制度等の情報が少なかったり、課題の内容によっては社協や福祉関係者へ相談することに抵抗感を覚える人もいて、世帯の課題がより深刻化することも考えられます。

一方で、世帯の相談支援を行ってきた民生委員とは、信頼関係が構築されていることから、世帯にとっても安心して相談することができるとも考えられます。民生委員の継続的な見守り支援は、借受世帯の孤立感や長きにわたる支援過程で訪れる不安になる気持ちにより添うことで精神的な支えにもつながります。

《市区町村社会福祉協議会から民生委員への調査依頼》

市区町村社会福祉協議会で生活福祉資金貸付相談を行い、借入申込書が提出されるタイミングで、担当民生委員に面接及び『民生委員調査書』の記入の依頼があります。

社協からは、以下のような連絡が入ります。

- ・借入申請者の借入申請希望の資金内容についての説明

- ・借入申込書等記載の世帯の状況
- ・担当民生委員と申請者の日程の調整

※申請者世帯には民生委員がかかわる制度であることを説明してあります。

《申込時の面接相談》

借入申込者が記入した借入申込書をもとに『民生委員調査書』の記入をお願いいたします。本人や関係者への確認は面談や電話などの手段で行います。方法については市区町村社協と相談しながら対応してください。

民生委員調査書

借入申請するうえで県社会福祉協議会に提出する書類のひとつです。

民生委員調査書は、担当民生委員が借入申込世帯の生活状況や連帯保証人について等、申込内容に対して確認をいただく書類になります

貸付申請から償還完了までを通じて借受申請世帯に必要な支援を行います。借入前に直接世帯と面談等を行うことにより、その世帯の生活状況や貸付の必要性、貸付により期待できる事柄などを記入してください。

民生委員の調査書の作成【生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)運営要領 第3の2)

担当民生委員は、借入申込書に次に掲げる事項を記載した民生委員調査書(以下「調査書」という。)を添えて、当該市区町村社協に提出するものとする。

- (1) 借入申込者の家庭の状況及び連帯借受人の状況
- (2) 連帯保証人を立てる場合には当該者の状況
- (3) 資金の用途についての計画及び指導の状況の具体的計画並びに現在までの指導の状況
- (4) 資金を貸し付けることに関する意見
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県社協会長が必要と認める事項

《貸付決定と資金交付》

申請書類は市区町村社会福祉協議会を通じて、県社会福祉協議会に提出され審査が行われます。県社会福祉協議会会長が貸付の可否を決定し、その結果が市区町村社会福祉協議会へ通知されます。

《県社協より発行される帳票》

貸付決定通知書

審査の可否が決定すると、民生委員宛にも通知されます。金額等の内容を確認してください。

また、貸付決定通知書には、文書名に(控)と印字されていますが、「借受人以外の控」という意味です。

その後、資金交付がされると市区町村社協を通じて以下の書類をお渡しします。

支援記録票(貸付世帯の状況)

貸付した世帯の状況が記載されています。

借受世帯支援記録票

貸付した資金の基本情報として、貸付額や償還期間や償還月額などが記載されています。償還開始後の世帯への支援の際の参考にしてください。

支援記録票

貸付後の借受世帯への支援経過を記録する様式です。担当民生委員の交代（改選や世帯の転居等に伴う民生委員の変更）の際の大切な引継ぎ書類になります。

世帯の状況に応じて適切に記載し、整理することが重要になります。世帯支援の基礎資料であり、担当する民生委員にとっては必要不可欠なツール（道具）とも言えます。

民生委員引継履歴

支援期間が長くなることもあります。担当民生委員の交代があった際の記録をしておくものです。

《資金交付後の調査依頼》

市区町村社協より資金交付後に資金の利用状況の確認を依頼する場合があります。（障害自動車の購入や住宅改修の状況など）

借入用途以外に使われた様子がある場合には、直ちに市区町村社協へ連絡をお願いいたします。

連絡を受けた際には、市区町村社協より電話や文書にて資金使用状況の報告を申請者世帯へ働きかけを行うなど必要な支援を実施します。

《分割交付（継続的貸付）中の支援》

教育支援資金（高校・大学等）や技能習得に伴う学校への通学費用の貸付支援は長期にわたり、年2回、市区町村社会福祉協議会が在学の確認を行いながら資金交付を行います。この分割交付を行っている期間においても、年1回程度の世帯状況調査を機会として、休学や退学、転居などの生活の変化などについて確認をお願いします。世帯の状況変化が把握された際には、市区町社会福祉協議会へ連絡をお願いいたします。

連絡を受けた際には、市区町村社会福祉協議会より必要な事務手続きを行います。

借受世帯状況把握について

市区町村社会福祉協議会を通じて依頼がありましたら、借受者世帯の状況を確認してください。

内容は、世帯構成の変化や世帯から聞かれた経済的な不安や生活全体の困りごとなどを把握されている範囲でお願いしています。「借受世帯状況確認書」により市区町村社会福祉協議会へ報告してください。

実施時期は年1回、10月前後から12月にかけて行われています。

この「借受世帯状況確認書」により、市区町村社会福祉協議会では

- ① 負担軽減措置の適用（償還猶予、償還免除）
- ② 住所調査
- ③ 借受者懇談会や個別面接
- ④ 法的手続き

などを検討しています。

(2) 償還時の事務取扱

借受世帯に対し、その時期に応じた各種の通知を行います。それらの通知は民生委員あてにも発行します。借受世帯の状況により対応が必要と感じられた場合は、まず、市区町村社協にお声かけください。

《据置期間中の支援》

① 償還開始 6ヶ月前

教育支援資金や技能修得のための資金貸付の借受人については、県社会福祉協議会より償還開始の6ヶ月前に「償還開始のお知らせ」とともに「教育支援資金・技能修得報告書」が郵送されます。この「教育支援資金・技能修得報告書」は借受者世帯が記入し県社会福祉協議会へ提出されるものです。報告される内容は、貸付支援を行った学校卒業後の進路や6ヶ月後より開始される償還方法などになります。

② 償還開始 3ヶ月前

償還開始3ヶ月前になると償還開始の通知が借受人等に出されます。市区町村社会福祉協議会を通じて送付される開始通知が借受世帯に届かない場合時などは、必要に応じて訪問などにより世帯の居住確認等の協力を依頼することもあります。

生活福祉資金貸付金償還開始のお知らせ

償還開始の3か月前に円滑に償還を開始していただくために発行します。貸付期間から据置期間までは一定の期間を経過することとなりますので、第1回目の償還期日（入金期限）が印字されていますので、確認してください。この際、償還困難であるなどの相談が持ちかけられた場合などは、市区町村社協と連携しながら対応について検討してください。

生活福祉資金貸付金償還計画変更のお知らせ

借入額の変更や据置期間中の償還があった場合等に、契約時に定めた償還計画が変更となります。償還期間は変わらずに償還月額が変更となるケースがほとんどですが、この変更を確認していただくために発行するものです。償還計画の認識によっては、償還の終期において償還金額の過不足等の混乱が生じる場合もありますので注意が必要です。

生活福祉資金貸付金最終償還期限到来のお知らせ

最終償還期限が到来することに備えていただくために最終償還期限の6か月前にお知らせするものです。順調に償還が進んでいる世帯と滞納のある世帯とでは対応が異なりますが、特に滞納のある世帯については最終償還期限後には延滞利子が発生することなどの注意喚起を行うとともに、借受者世帯の状況によっては負担軽減措置（支払猶予や免除）の利用を検討する必要があります。

生活福祉資金貸付金償還完了のお知らせ

償還が完了したことをお知らせするものです。該当の借受者世帯の関係書類を市区町村社協へご返却いただきますので、市区町村社協とご調整ください。

生活福祉資金貸付金償還残額のお知らせ

据置期間中から償還完了までの間、年4回（2・5・8・11月）に借受人、連帯借受人等の関係者あてに発行します。償還が順調に行われているかどうか、書面でご確認ください。

前の回のお知らせ以降に償還があった場合は、それに応じて表中「償還済額」の償還回数
の欄の数字が増えています。償還がなく、滞納されている場合は「償還残額のうち滞納
額」の償還回数の欄のマイナス回数が増えることとなります。

償還状況は借受者世帯の変化を知る一つの手段です。償還の遅滞は、その世帯の生活に
課題が生じたシグナルでもあり、支援につなげていくことが求められます。

なお、残額のお知らせの内容は、発行月の前月末までの償還状況を反映したものです
ので、その後に償還があった場合は償還残額と償還回数に差異が生じます。そうした内容は
次の回のお知らせに反映されます。

《各種届出等の内容確認》

長期にわたる償還期間中には借受者世帯の状況が変化することがあります。こうした世帯
の変化についての届出の内容を確認し、以降の支援に役立てていくことが求められます。借
受者世帯の変化については世帯から届出が行われることが原則ですが、そうした変化にお気
づきの際は、市区町村社協へご連絡ください。

① 住所・氏名等変更届

借受人や連帯保証人等の関係者が転居したり、婚姻等により改姓した場合などに届け出
るものです。

② 死亡届

借受人や連帯保証人等の関係者が死亡した場合に、以後の償還をどのように進めるのか
を含めて届け出ていただくものです。この届出に民生委員の確認は不要ですが、関係者の
死亡等の情報が得られた場合には市区町村社協にご連絡ください。

■滞納面接調査（借受者懇談会）への協力

概ね 12 回以上の滞納のある借受者世帯を対象として、訪問や呼び出し等の形式により個
別に面談を行い、世帯の状況を把握し、償還を促すとともに以後の支援に役立てるために行
うものです。借受人、連帯借受人等の関係者と市区町村社協職員を中心に、世帯の状況に応
じて担当の民生委員や県社協職員も同席して実施します。

■滞納者への督促の実施

滞納世帯の状況把握や返済に向け働きかけのきっかけづくりを目的として、6 か月以上償
還がない滞納世帯を対象に、年 2 回、督促状を送付します。残額のお知らせに対して、「督
促」の意味合いを強くしています。督促状の通知文のなかで、不明な点については民生委員
か市区町村社協に相談されるよう案内していますので、市区町村社協と連携して適宜ご対応
ください。

■生活福祉資金貸付金償還月次報告書（民協別）

借受人の償還状況を把握するための報告書です。年度末の 3 月の状況について、毎年 4 月
に発行します。民協別に印刷し、県社協から市区町村社協へ送付していますので、借受世帯
への支援等に活用してください。

生活福祉資金の概要一覧

別紙1

資金の種類		貸付条件	
		貸付限度額	貸付利子
総合支援資金	生活支援費	(二人以上)月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ・貸付期間:原則 3 月(最長 12 月)	連帯保証人あり 無利子
	住宅入居費	40 万円以内	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	一時生活再建費	60 万円以内	連帯保証人なし 年 1.5%
福祉資金	福祉費	580 万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
	緊急小口資金	10 万円以内	無利子
			不要

資金の種類		貸付条件		連帯保証人	
		貸付限度額	貸付利子		
教育支援資金	教育支援費	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費 	(高校)月 3.5 万円以内 (高専)月 6 万円以内 (短大)月 6 万円以内 (大学)月 6.5 万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各上限額の 1.5 倍まで貸付可能。	無利子	原則不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 	50 万円以内		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の評価額の 70%程度 月 30 万円以内 貸付期間:借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 	年 3%、又は長期プライムレート [※] のいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 	<ul style="list-style-type: none"> 土地及び建物の評価額の 70%程度(集合住宅の場合は 50%) 生活扶助額の 1.5 倍以内 貸付期間:借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 		不要

(※1) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が原則要件となります。

(※2) 詳細は、担当地域の市区町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

民生委員、市区町村社協における貸付の流れ

(1) 申込から資金交付までの主な流れ

1. 相談・申込書類準備

貸付に関する相談・申込は、申込者のお住まいの市区町村社会福祉協議会にて、面接により行います。



生活福祉資金の目的や貸付要件・ご準備いただく書類をご確認ください。

- ① 貸付申込時に各資金共通の事項
(世帯の収入状況・住民票と現在の居住地が一致していること・申込者(主たる生計中心者)・連帯借受人・連帯保証人の状況等)
- ② 貸付要件の確認
- ③ 申込者で用意いただく書類の確認(各資金の項目費により提出していただく書類は異なります)

< 申込必要な書類等 > ※(様式) = 県社会福祉協議会の様式

ア. 生活福祉資金(福祉資金・教育支援資金)借入申込書様式)

イ. 生活福祉資金(福祉資金・教育支援資金)借入申込に当たっての留意事項(同意書)(様式)

ウ. 個人情報の取扱いについての同意書(様式)

エ. 世帯員全体が掲載されている住民票、申込者の本人確認ができる書類(自動車運転免許証等)

オ. 世帯員の収入状況が確認できる書類(源泉徴収票(確定申告書)、給料明細、市町村住民税非課税証明書、預金通帳等)
※障害がある方がいる世帯は、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保険福祉手帳」の写しが、外国人の方の場合は、在留資格・現住所の居住歴が明記されている住民票(公的証明書)が必要となります。

カ. 貸付の対象経費確認のための書類等(※各資金により異なりますので、申し込み社協に確認してください)

2. 民生委員の面接

申請に必要な書類がそろった時点で、民生委員の面接を行います。民生委員により、資金借入の必要性や世帯の状況についてお伺いします。民生委員の面接は、原則、申込者のご自宅に訪問して対応いただきます。



◆ 民生委員関係

面接の結果、申込書の内容が申込者等の話と合っているか、世帯の状況として、貸付による支援が必要かについて、「民生委員調査書」を記入いただき、地区民児協会長の確認を経て、当該市区町村社協に提出をお願いします。

※ 民生委員の「民生委員調査書」は、県社協での審査に必要となります。

3. 申込

申請に必要な書類の内容を、市区町村社会福祉協議会で確認し、神奈川県社会福祉協議会に提出します。



4. 貸付審査

貸付について神奈川県社会福祉協議会が審査を行います。
審査にあたって、申込内容等について追加で聞き取りによる調査や、書類の提出をお願いする場合があります。



5. 貸付決定

貸付の可否については、申込者ご本人及び関係者（連帯借受人・連帯保証人・民生委員）に書面にて通知します。

※審査の結果により、貸し付けできない場合もあります。審査内容についてはお答えできません。



6. 借用書の作成

借用書に借受人、連帯借受人、連帯保証人全ての自筆の署名・実印押印のうち、各自の印鑑証明書とともに、市区町村社会福祉協議会へ提出してください。



7. 資金交付・領収書等の提出等

借用書は、市区町村社会福祉協議会を経て、神奈川県社会福祉協議会に提出されます。神奈川県社会福祉協議会にて内容を確認後、資金を交付します。

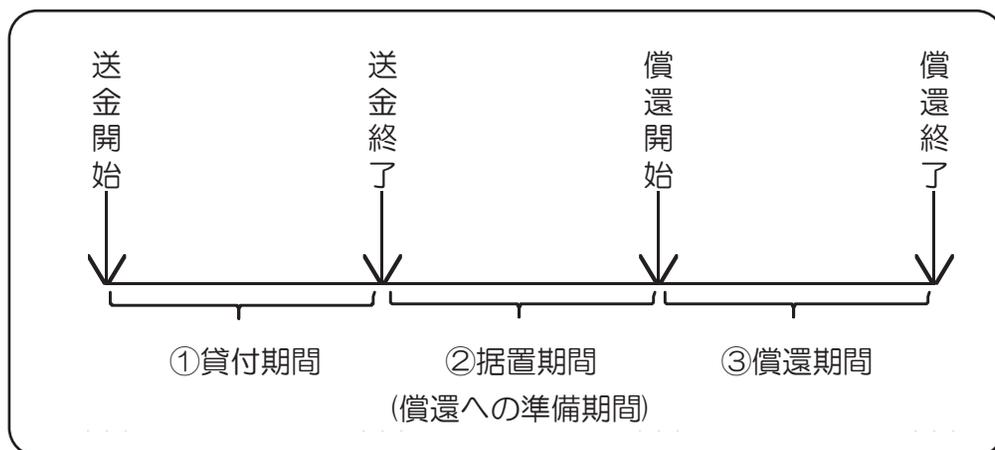
※資金交付後、一部の資金については、購入、支払いをした内容を証明する書類等が提出されない場合は、一括での返済（償還）を求める場合があります。

◆民生委員関係

貸付の結果は、その都度、県社協から当該市区町村社協を通じ、担当民生委員にも通知します。

その際、「貸付台帳」「支援記録票」「償還計画表」も同時にお渡しします。

※ 個人情報の取扱いに十分留意して、支援に活用してください。



(2) 返済（償還）から返済（償還）完了までの主な流れ

8. 返済（償還）

資金交付後、6 か月間は据置期間となり、据置期間を過ぎると返済（償還）開始となります。償還計画に基づいて、毎月ご返済（償還）いただきます。

また、据置期間内でも返済（償還）は可能ですので、その場合は、市区町村社協または県社協に連絡してください。



◆民生委員関係

① 返済（償還）期間は、定期的な訪問や連絡等していただき、ご世帯の状況等をお伺いしてください。

ご世帯の状況などが変わった場合など、当該市区町村社協に連絡いただき、必要に応じ借受世帯への相談、支援をお願いします。

② 世帯の状況により、償還猶予や延滞利子免除等の負担軽減のための支援が必要と思われる場合についても、世帯の状況を確認いただき、「意見調査」について、当該市区町村社協からお願いする場合があります。

※ 最終償還期限までに返済（償還金）を完済できない場合は、残元金につき年 3%の延滞利子がつきますので、期限内に返済されるようご注意ください。

9. 返済（償還）完了

返済（償還）は、貸付決定時に定めた返済（償還）計画に基づき（借用書に記載の返済期間・回数）で返済（償還）いただきます。返済（償還）完了後、借用書を返却いたします。

◆民生委員関係

償還完了となった場合は、最終償還日の翌月に各市区町村社協を通じ、担当の民生委員にも通知します。

記入例

地区民協名

民生委員調査書

借入申込者 氏名		現住所	〒	
家族の構成	1. 借入申込者	ア. 申請どおり	イ.	
	2. 連帯借受人	ア. 申請どおり	イ.	
	3. 家族構成	ア. 申請どおり	イ.	
	4. 家族の収入	ア. 申請どおり	イ.	
	5. 資産	ア. 申請どおり	イ.	
	6. 住宅	ア. 申請どおり	イ.	
	7. 要介護の状態	ア. 申請どおり	イ. 留意点	
	8. 生活上の主な悩み	ア. 失業 カ. 傷害・疾病 コ. その他 ()	イ. 低収入 キ. 住宅 ク. 交通事故・災害	ウ. 負債 ケ. 介護 エ. 多子 オ. 教育
	9. 家族の状況等	母子家庭世帯。母親は仕事をしているが、保育園に通う息子の迎えもあり、勤務時間が限られ、低収入で生活に困窮している。		
連帯借受人 意 確	氏 名	確 認	ア. 電話面接 その他	
連帯保証人 意 確	氏 名	確 認	電話面接 その他	
資 金				
使 途 計 画	イ. 留意点 →			
借受世帯への生活援助活動について	以前より見守り対象となっていた世帯で、母親から養育について相談を受けていた。母子家庭でもあり、貸付後も引き続き見守っていきたい。			
貸付けの必要性について	高校進学のための学費の捻出が困難であり、借受人は将来教師になりたいという夢を持ち、就学への熱意が感じられるので、貸付の必要性を感じる。			
借入申込者について調査の結果、上記のとおり相違ありません。				
年 月 日 市区町村社会福祉協議会 会長殿 〆がナ 担当民生委員名				
上記のとおりであることを確認いたしました。				
地区民生委員協議会会長				

「民生委員調査(意見)書」は、生活福祉資金の貸付にあたって、民生委員の立場から世帯状況や今後の支援の内容について記入していただく書類となっています。貸付の決定を都道府県社協が行ううえで、その可否を判断する資料となります。

【借受世帯への生活援助活動】
生活福祉資金の貸付後に、民生委員として借受世帯にどのような支援を考えていくかについてご記入ください。
(例)見守り、声かけ等

【家族の状況】
面談等で知りえた情報や、普段より見守りを行っている中で把握している状況についてご記入ください。

【貸付の必要性】
借入申込者の自立のために生活福祉資金の貸付が必要(適当)かどうかについてご記入ください。

2019年5月

<記入例>

支 援 記 録							
社会福祉法人 社会福祉協議会							
整理番号	会計	地区	年度	資金	貸付コード	借受人氏名	
XXXXXXXXXXXXXXXXXX						市区町村社協 ()	
						民 協 ()	
支援回数	支援年月日	償還状況	支 援 記 録				
1	28. 2. 16	1・2・3・4・5	<p>訪問したところ、仕事に出かける前のCさん宅を訪ねた。転居してきて1か月が経ち、大分新も慣れたということだった。仕事も皆順調で特に心配するようなことなかった。</p>				
		2・3・4・5	<p>お祭りのチラシを持ってCさん宅を訪問。この日はCさんも仕事が休みで会えた。「もうすぐ償還が始まりますね。」と声をかけ、「頑張ります。」と返事があつたが、Cさん疲れているようだった。</p>				
		2・3・4・5	<p>市社協から滞納していると聞き、Cさん宅を訪ねた。Cさんと会え、「困っていることはありませんか」と打ち明けた。「どうしてよいか困っている。」と打ち明けた。面談後市社協に連絡した。</p>				
4	28. 8. 10	1・2・3・4・5	<p>市社協の〇〇職員とCさん宅を訪問した。この日はCさん家族が全員そろっていて、現状について聞き、これからどうしていくか話合った。面談後、Cさんから「相談してよかったです。」と言われた。</p>				
			<p>Cさん宅を訪問した。Cさんは「償還できるようになった。家族も協力してくれている。」と話していた。顔も元気そうで安心した。</p>				
			<p>Cさん宅を訪問した。自分は民生委員を辞めることを伝え、新しい民生委員が担当してくれることになると話をした。Cさんは「今まで本当にお世話になりました。」と言ってくれたが、不安そうな様子も見られた。</p>				
			<p>民生委員になって初めて世帯を訪問した。既に償還が始まっている世帯だったので、前任の民生委員と市社協の〇〇職員とともに世帯を訪問し、挨拶をした。家族で協力して生活しているようで、これからいろいろと話をしていきたい。</p>				
		1・2・3・4・5					

【償還状況】
 償還状況は以下5つの中から選択します。

- ①償還計画通り
- ②やや遅滞(3ヶ月程度遅滞)
- ③滞納中
- ④償還猶予中
- ⑤据置中

「支援記録」は民生委員による借受世帯の支援経過を記録するためのもので、市区町村社協より様式が配布されます。

記入箇所は、4ヶ所です

- ①支援回数
- ②支援年月日
- ③償還状況
- ④支援記録

どのような支援を行ったのか、その際の借受人の就労状況や生活状況について簡潔に記入することで振り返り時に役立ちます。

この支援記録は、借受世帯を担当する民生委員が交代した際も、後任の民生委員に引き継がれます。

後任の民生委員が借受世帯と信頼関係を築いていくためにも、借受世帯の様子やこれまでどのような支援を行ってきたのかがわかるような記入を心がけてください。

(注) 償還状況

- 1 償還計画通り
- 2 やや遅滞(3ヶ月程度遅滞)
- 3 滞納中
- 4 償還猶予中
- 5 据置中

生活福祉資金 新任民生委員研修会

民生委員・児童委員による 活動事例

横浜市社会福祉協議会 地域福祉課

民生委員・児童委員の関わり

事例① ～教育支援資金～

民生委員・児童委員の関わり事例①

- ▶ひとり親家庭
(母、長女、長男)
- ▶長女の高校進学のための
教育支援資金貸付の申請の際に
初めて関わった。



3

民生委員・児童委員の関わり事例①

- ▶関わりの中で、長男が不登校であることを知る。
合わせて、以前から学校と主任児童委員が連携し、
長男との関わりを検討していたことを把握した。
- ▶そこで、担当民生委員にも声かけがあり、
世帯について一緒に考えることになった。

4

民生委員・児童委員の関わり事例①

- ▶ 地域との関わりが持てないか . . .



- ▶ 自治会の行事やボランティア活動に誘ってみることに!



5

民生委員・児童委員の関わり事例①

- ▶ 継続した声かけの結果、芋ほりのボランティアに親子で参加するように!

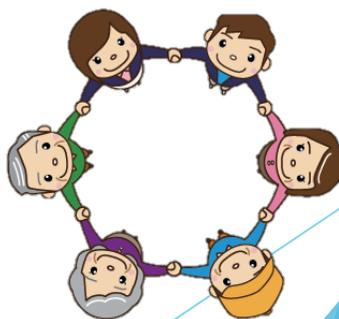
- ▶ 「世帯の孤立化を防ぐために、少しずつ地域とのつながりを作っていきたい。」



6

民生委員・児童委員の関わり事例①

- ▶ 民生委員、主任児童委員、学校のつながりに、区役所の保健師も加わり、関係機関で見守りのネットワークをつくり、いつでも相談できる体制ができた。



7

民生委員・児童委員の関わり 事例② ～教育支援資金～

8

民生委員・児童委員の関わり事例②

- ▶ 祖父母が孫を養育している3人世帯
- ▶ 民生委員・児童委員は、祖父母の見守りで以前からこの世帯との関わりがあった。

9

民生委員・児童委員の関わり事例②

- ▶ ある日の訪問時、祖父母から、
「孫の高校進学のための学費の工面が
難しい・・・」
と相談があった。



10

民生委員・児童委員の関わり事例②

- ▶ 民生委員から区社協に相談をし、祖母と区社協の生活福祉資金担当をつないだ。



- ▶ 生活福祉資金については収入オーバーで対象外となったが、区社協から神奈川県奨学金制度や国の教育ローンなど、他の制度を紹介した。



11

民生委員・児童委員の関わり事例②

- ▶ 結果的には公立高校に受かったため、資金は必要なくなったが、継続して世帯を見守っている。



12

民生委員・児童委員の関わり

事例③ ～福祉資金～

13

民生委員・児童委員の関わり事例③

- ▶ここ数年、夏の猛暑を受けて公営住宅居住者からエアコンの購入に関する貸付相談が増加…

14

民生委員・児童委員の関わり事例③



- ▶ 相談者に、申請には民生委員との関わりが必要であることを伝えると、「担当の民生委員さんなら知っている」との返答が多い。
 - ▶ 同様に民生委員さんも状況をつかんでいるケースが多い。
- 日ごろの関係ができていると、申請までの手続きがスムーズにすすむ。
貸付後も引き続き関わりが続く。

15

民生委員・児童委員の関わり事例③



- ▶ 当該申請を通じて、担当された民生委員も借受者の現状を改めて把握するよい機会となった。
- ▶ 訪問調査と調査票作成を早急に対応できたため、区社協も順調に事務手続きを行うことができた。

16

本制度に民生委員・児童委員が関わる 意義とは・・・

- ▶ 「低所得⇨生活困窮に陥りやすい。」
その背景には、社会情勢などにより様々な理由があり、一概に「自己責任」で片づけられないことがほとんどです。
- ▶ 「生活困窮が原因で“社会から孤立”している世帯が多い」



17

民生委員・児童委員の皆様と一緒に進めていきたいこと

- ▶ 民生委員・児童委員の皆さまと一緒に、生活福祉資金という制度を通じて、世帯が社会的孤立状態にいたらないよう、「地域とのつながり」をつくり、維持していきたいと考えています。
↓
- ▶ 「おはよう」、「元気？」などさりげない声かけがつながりをつくっていきます。



18

民生委員・児童委員の皆様をお願いしたいこと

- ▶ そして、世帯の変化を感じましたら、どんなことでも構いませんので、区社協にお知らせください。

例えば・・・

- ・ 最近、お引越ししたみたいで空き家になったの。
- ・ お父さん、病気が治ってお仕事始めたみたい。
- ・ ○○ちゃん、大学中退して家にいるみたいなの。



19

さいごに・・・

- ▶ 生活福祉資金とは、資金の貸付を通じた「世帯の自立」を目指した制度です。
- ▶ ご不明な点は、いつでも区社協までお問い合わせください。最後までお聞き下さりありがとうございました。



20

